越後國古城並勇士録

上

214.1
E852
W

国立国会図書館　タイトル『越後国古城並勇士録 : 2巻』 請求記号 214.1-E852

ガラス使用

214.1
E852

東京都千代田区丸ノ内二ノ八仲二号館六号四二番
芳澤中國記念事業財團
電話(28)四一〇八番

国立国会
36.10.30
図書館

560805

越後の代々岩松の郎党に人の家老長尾右門
子板垣兵部と云是利公方の庶子の
御時上杉氏の支憲孫(ノリカゲ)の末子左近将監憲
業(ヨシ)公の嫡孫たりしが後ち越後守護
憲業道世出家後ち義清と号し
再び上意を受て憲業還俗すると云へども再
び道世と一緒馬五月潤の今年にて
至れ大石の御如意御寺に宋居代時に
到て玉中の諸士思ひ〳〵に婚姻一憲業の

遠藤を率ひ降伏す寿安元年上杉家の一老
臣長尾能景弟子高家小袖を以て謙信公に
来り古を憲栄の足安房守憲方の子息
弾正忠を以て憲栄の婿聞と定め是を
高家と称ぎ越後に帰り府内の城に入
是元服させ中上杉民部大輔房方と号し
長尾高家忠義の士を集め国中の逆心
鎮計平げ越後一国を平均に治むる事大義
後醍天下に張る大明勇敵も安堵
とあり高家年老て法躰し号山と号し
安政の末義豊名を改め長尾能景と
なり寿安元年相模国の純海和尚大明入学
の中の人詩を号山の武功を聞及び純海と
相模称弟高家の形像を不忘ざるを依て
永和二年に純海帰朝して号山の形像を
絵画に写し大明に賛を乞て高家入道
号山猶男長尾上野介新高家法名徳岩性景子子
法政寺参禅高家子子平六郎帰高家と称て

後の二条の城主に吉山の次男長尾左馬介依
頼京後小伝法寺と号し長尾中長尾の
元祖なり文明元年己巳九月朔日越去法名意
徳院通宗春泉と号す子を長尾信濃守重
京と云ふ意仁元年丁亥十月父朝京小
光達与越去法名林象寺宗渡西蓮と号す
頼京重京共に関東上洛の御り取り能く
いのげくうるるに重京の嫡子長尾信濃
守能京を重京越去るにより家能父

彩京の遺跡を継是武略の男子にて実家
陣沼田美田城郭を責落す法軍小柳ぐく
一族南子の者ども多を陣き能京の武威天
下に振ふ能氏明應七年戊申九月朱日小能
京越去法名天徳院宗嶽正統と号す能
京の嫡子長尾左馬介為京号刑部信の
父と板憲景の伯子民子左馬介誠後の
孔を手とげく憲景の跡を継房方の嫡子
民子左馬介為長子右馬介

吉房定家子ハ既に右衛門尉兼房の
男兵庫助清房ニ子ハ兵庫助房実子
兵庫助定実是ハ越後上杉の城主代々上
杉殿と云越後守護上杉房能主殿上
杉定実生駒と既に為の城を攻使ハ後
光厳院の御宇應安元年ハ上杉龍命丸の
伯父憲栄の家智として謙信公越後
ハ時謙信公御所氏綱の下知ハて攻使ハ
府海秀ハ東神保左馬進能登大守ハて使者

の軍勢を添て上杉龍命丸を送て越後ハ
入刈既に為ハ主城しなり代々守
使者一門繁昌して上杉の家臣を形成
上杉門の院宣ハ六年ハ越後守使者
守定秀早せしを師匠ハ御所ハ
上杉相模吉房定の下知ハて使者ハ守使者
能登吉定與ハ子越中守者ハ
秀ハ送師ハ之家智ハ
文正元年ハ使者の中能登ハ

為の城主と成て定住す城中孝忠八幡宮
寺定行の父なり

一

上杉家諸士列傳

加地安義寺豊綱八古城後を飯森に家
家代々の軍功多り先祖八宇多源氏佐々木
三郎盛綱分出嫡金右大将家に軍忠を抽て
新潟の加地の庄を給り事綱ハ武蔵を
領し長尾四郎子孫天文年号の初め
上杉定實の下知を受て長尾為景の子晴子
代を加地の養子に迎ハ綱信公忠
勤し後春綱四郎子出生して家督を相續

560805

国立国会図書館　タイトル『越後国古城並勇士録 : 2巻』 請求記号 214.1-E852　ガラス使用

も久家家にて新田義貞の氏久
を外戚なれ御恵別し清和書数多の内に長綱
の子加地伯馬守長綱は綱信代の軍功傳
数多にて綱信越後の後京師を守き三郡
京師に出し一討死し史に疎絶中に京
勝越後の後子息弾正大弼定勝天性仁信
なる大将にて家久家郎従の子孫浪人を
他国に引きもとり返し再び上杉の家人
となり加地の家に越後にて久家名家なれ
ハ行の年号を名称に返し家と号山に絶
なる義を御恵いろいろ少是にて名称
らるる関東陣の前越後にて一説を記し
婚姻後を恵を会戦し討死を加地左衛
門京綱の子山伯より越後に居る義
恵家一吟味なる妻義なる子孫に能ハ
ぬきより中を第後中を家勝ハ
の代に仕り誉を表も内に西保新手九
月十四定勝四十二年にて越山伯也力

義一又越後に始まる上杉家
子孫の家絶中に
新津丹後守義門八清和源氏にして平賀太
宮府盛義の後流平賀三郎信資より
越後新津の住を領知し新津の兄八末
津左馬府資忠と云ふ今津小次良
資義と新津八今津八越後にて久義在
家と新津丹後守八長尾為景と中世の時
より篠信に仕へ数々の軍功有り其子

の新津右馬之中者の先祖
石川伯後守為元八上杉家代々に家老
の一人長尾石川手取安房是と家に場数
あると雖も番頭八不兼に而今八子
孫絶中に先祖石川光通八上杉家にて
治るを忠信と和久成も上杉の名跡を
今八立
宮仕更殿何守と行八上杉家にて別る
光信古賢の伯にて三代の戦功事

多山武蔵守様の家老也り一代ハ殺
十度の合戦を宗領上杉弾正少弼
定實様信の別被の威勢を殺多元ハ
永正六年ハ長尾信濃守為景逆心て
主君上杉弾正少弼定実を攻殺し越
後を押領せり時ハ定行共一家若年
ハ主君の敵を討ん迚為景と取合
大永元年迚合戦し柳沢右仲野右門
迚降参十六里計り切ると降ハ為景ハ

降十三年の月黄戦ひ為を主時の宗領上杉
憲房と戦後の面服上杉定實の扱ひて
定行と為景和後戦し越後静謐なる
里ハ天文七月ハ為景戦中殺害の為
節定行自殺ふて松倉の城を為景ハ攻
取城を山下左馬介吉扱ハ為景対松倉
陣を為景ハ奥ヲ紀ク偽き敗生ハの城を攻
為偽大寺大和ハ家毎量を拒ハ家九人軍
会高人討果し山ハ山ハ種長の苗を弾

保家衛権為奉稚遊佐弾正江波右衛
門尉ヲ以て後巻し仙檀野ヲ以て会戦
し殊ニ為京計死越後勢敗軍ニ付て
此ヲ宗徒ヲ定め一ヶ月ヲ以て松倉ヲ攻
破ル越後ヲ追退事越後ヲ意く引取ル也正
月松倉の城ヲ百姓ヲ以ル少勢も有人の
除キ切くれる也ヲ為し引取ル也十二月廿
二日松倉ヲ拂ひ越後帰陣仕代ヲ栖
ヲ以関東ヲ隔ル也し後為京ヲ罷出

恵田和泉守会津伊豆ヲ選んで越後ヲ
中大ヲ孔ヲ内ヲ長尾晴景と共謙信
上杉会ヲ以時ヲ謙信十八軍ヲ謙信十三
歳ヲ以て上杉慶秀ヲ為ヲ長尾ヲ攻
尾の城ヲ以居ヲ不英俄ヲ拵ヲ強河ヲ
定行謙信一味し軍法ヲ指南し上杉
家英俄ヲ大熊彼ヲ為ヲ勇秀庄郷ヲ
實為と云会ヲ謙信ヲ大ヲ為て晴景ヲ
計く謙信不越後ヲ世中ヲ越後の屋敷

上杉定実の謙信の婿養子として別
謙信の誠後を継り長く家督の軍功市兵
慶秀と同じ忠功莫大なり家督先祖ハ
宇佐美三郎祐茂柳生の軍忠ハ上杉
新発田より領地の事領宇佐美久須美河原
毛外数ヶ所ハ元国地頭職を預り代々公方
家忠義ハ宇佐美ハ上杉文宇佐美能登ノ道
及登ハ十六代ノ知文道登ハ宇佐美誠
中庸考忠ハ誠後裔ハ能の場を預り上
杉家の下知ハ大変之誠中ハ子
八初後河内家ハ之ハ宇佐美ハ古き家久
敬名字ハ新発田ハ家ハ下し文の
沙判の書ハ如ハ時頼の状ハ氏ハ軍
義信ハ軍の沙書彩田義貞の沙書捕
美島山殿の書状敬美ハ後河内ハ承
永七年七月ハ上ハ仕庭の地ハ長尾
誠前ハ政景ハ一ハ生害人名細ハ
ハ生踊月ハ立子の臣ハ中ハ浪人

いづれも後河内守氏の軍功多く但後河
内守は十九歳より稚進持参して女犯を断又
七歳迄清軍深戒ありしと久敬名字の防絶
せん事を常に達て嫌候ハ意見して宗門
七歳なる事を恐れ稚進を初て翌年より左衛
門嫡子嫡男出生を後次男氏門出生を
時嫡を中郷与氏衛門と書不出し二男方
又稚進持参して年六歳の生家迄出家門を
ゆり嫡子作左衛門ハ後宗作左衛門定嫡を
号し永禄五年七月十四日武氏の山尾にて十七
歳にて討死次男氏郎迄行嫡子より立と云
ども父後河内守生害跡月不立浪人となる去
大左衛門の宗門ゆゑ子孫氏郎を誠後引迄居
ハ的氏嫌信分悔もなくハ但氏郎も又後河
内守家に武門の功者にて嫌信家物代不
君にて軍法の作法度々なる者故一門衆
を彼に見を那中天正十年より新発田
国情を問形勢を遂人いたし年六野道勢安

をうつし新潟田の城ふ楠等ゆゑ京勢
来ふ馬を出し来る山城守中城越前守上
杉上条の義春ゆゑ出て後ゑ来川敗走
揚て合戦の時宮内民部と名乗
甲首二ツ揚く京勝の中陣く糸平林内蔵
助を敗く月見を生ぶ京勝ハ元又政宗
中まて行宮ゆく明ル人叫く市ふ民部ハ
山ゆく登り奉ゑいくし る簾陣まて手柄秀
ゑ家康ゑ御別段の御感状を乃戴被

キるとと兼り及ハ関ヶ原陣の御りハ会津く筧
ヲ立高川縄殿行津ハ月ヶ安ヶ外ニ外働き
ゆりなると兼ハ此子孫上杉家ゑ絶く中ハ
会津新蔵財義菖ゑ幸賀の一家ゑ越後人
義信ハ謙信七歳まて出家の節春日林象
寺天宮和尚の弟子ゑ成ル命ハ婚氏出家
を嫌ひ男ゆゑ命ハ父為京ゑ知ル外ゑ越後
の大名加地安義ゑ奉春綱ゑ養子と宮ヶ時
ゑ謙信会ゑ命ハ為京ゑ為り謙信

八郎ヶ嶽尾の浄安寺に此度御祈
願ありて浄安寺に伝授し申す
大功の侍共後の吉江中務太郎
日山の城代前に在りしかと
大函修理亮頼久公越後に久家に源三位
頼政の弟源義人頼行の孫三郎頼経初て越
後の大函修を領し代々武功の家
と兼り山内氏家臣に不兼に被仰付る三河

吉男子ゝ吉江山城守の子を養子に仕り大函
修馬助と号す今津に住て小南山の城主二万石に
取立後に弟の吉江と不和にて立退養子改名
山を定勝代に不孫の者を以て養子に
立に只今の大函左門に至る孫
中底孫次郎繁長に後越前守と申に号八大和
吉長に子なり脇内に文長に新兵
十三歳にて小笠原の小川記八郎新川因幡守と逆
心せしを討平て知行の氣象剛強安双の者

謙信ハ七月嚴島ヨリ天文二十二年八月十八日信玄
川中島ニテ謙信と武田信玄と合戰の時も
繁長十九歳ニテ謙信の先手いさゝ武田の陣
を突破し信玄を苦る多勢の矢ニ倒れ
外部後の逆人の事ハ武田今津ハ武田一類を謙
信逆臣の時繁長ハ親和信玄ニ働き有之ハ
部後ニて元亀天正年中ハ本庄繁長新發田
因幡長治ハ織田のみくハ中ハ京師ニ年九
月十日川中島ニ謙信一書を務ハ休居ハ時武
田方ニ命義信七八百の人数ニて謙を伐セ長ハ
杯引取し名ハ沖ニ命人数ハ長戰後勢ハ
志の名ハ逆臣業上杉勢ニ事ハ後軍謙信
も自分ハ謙信と以家の事ニ家を敬ハ
臣ハ親子家老志田源四郎義時計死
大川後河内ニ重も計ハ大事ニ
時亀姫修理亮長實人前ハ定信
後河内ニ移ニて越ニ
武田義信ニ寄ハ謙信

の旗本有て返して義信を虜にし中道
を通て遠江中に時盛長も自分の本拠
中に籠もりて働きさるべき二十六騎の
義兵を遣わし義信武功を尽く形き
なる沖郎せず色義信を懸命養を入せり
色たる迷色に紛れ中なる夫人義信の
気を肖き大事なるを思ひ
永禄十年の秋盛長逆心いたし本城の城
に引籠り居る義信大に怒り本馬せら
れ本城を攻る上杉の援兵の為に
組付川にて出張し合戦を二日間
栗林次郎長鑑上野介宗房二河守を
て手負を以て敗北盛長を実弱敗ふ
上杉勝の命自分家牛盛長と組を為
一山城大剛強の盛長にて中に討死
思ひも寄ぬ城引入一旦の取為を
為き為義信も降城を構く遠攻ふしく
なるを沙汰を後も変なく出馬なして攻盛

長尾く弾正殺被れた謙信義貞と對し
盛長此節二の付振を以て降参の時法
體して雲林院と中れ是も雲林院と中名
謙信と氣を合りて後ふ兩頭交と中れ毛
も盛長世ふきぐひ力き貞士なるふ依る謙
信後ふ人合ふふ殺前のごとくふきセし
也謙信越去るく上杉三郎景虎と京都と
家督諍の云合なし時盛長一家働て上
杉十郎憲政小三郎一味して討死仕ふ跡を
和氏盛長ふ節ふ降上杉ふ名乗不申上
杉家の紋所竹の丸雨花菱ふり今ふ用ひる
之後北条氏内大宝なる義興の立く盛長の二
男を養子ふ誂て弟義興と研ふ与夫
也記し私ニ兵部少ニ郎中条越前長川主
膳長川伯耆ふ也を従ふ軍して義興を討
て二男ふ勝地を大宝なる北条ふ奴く
義興ふく以れ返ふ仕し義宗物も不原ふ義振
子義家ふ有ふれ盛長越後を立退て京都

信濃に逃れ京都へ帰参して表
山の城に居候ふ仙巻政宗福島侍従の時より福
島の場に居く此場にて死去仕り盛長一代の御
奉公なれハ子孫代代正の末家上義光方へ参列
後家と同者に入庵内の屋敷光安を計らしめ
大浦の城に京津寺右馬頭中山玄番を入置し
也京勝より後を入庵内の百姓共を引連り
太の旗数百人出来しに如庵盛長子孫共
後向より大浦城中へ入ハ必定叶ふまじ紀を初
て城中合加勢ち家上へ参列元和千余
大浦へ来り籠る去れど庵内の百姓皆一味しく
京勝へ内通せるを聞く城中の書を奪
中山玄番引奥して政次の一橋を切捨て月
山城家上へ引取京津寺右馬頭と荒屋荒
仙と二手余て大浦の城を出千安の十六里
原と以ハ所延道者也して如庵盛長を
待かくる盛長庵内の軍兵を全て言て
相参会数を張る也ノ列より申列まく

十六度の戦ひに家康上野勝を為すが故に
成大将軍義宣と御面会の力を振ひ切て迫
掛上杉方数多に討取を以て鑓長下知
しく義宣を之者に成て強力無双成御
を討取首を實検し此上は東海寺の首
級見んと一騎駆出て東海
寺右馬助に数度の戦に数多負し
首取て揚て血口を吸りて者る義仕れ
百大将軍東海寺用ふ事度々味方
の勝りふとて れし戦也あるを上杉勢伝
者成りと雖も誠度の武門の者なれ
とも上杉勢誠に武勇馬上にて定
色の扇動きに成ひ中に義者にて大
将鑓長にて三度迄と敵に者を小東海
寺右馬助を者を敵の大将東海寺
右馬助を打取れと中あるべく者也迄
鑓長に成ふと雖も者に打たる首
を鑓長に成ふく殺(ナデ)打て二度の刀にて鑓

長の男の後を継ぎまして切腹する小繁
長が男の節を云切て切腹仕候 余り方にて
繁長が云あるうの吟味をもて切割たの小身
切腹する繁長如何なりしと称会切腹を賜
後世大警沈也市り強小東海寺小繁長
に公計元小主方甲斐を尽事小東海寺方衣
馬殺し刈前小刀を添く京勝く送る刀小
繁長より為る西家作りて結よ大業有不
れば右馬殺と異名を生秘義せしが文禄

の末伏見御城山夢詰天下の諸大名勢を
しが京都が彼人夢詰事を長上れ
市長繁長も主用まて立伏見なりしが
第金銀を生に近くしし新伝しく彼西家
乃刀を賞小おしる沈本所原尽く出来
恰会西家の作りが天下きしと市上
家康公金丹牧を公長市長西家と
号御秘義なり後小紀大綱云頼
宣御ものと岩清水と市る時公遊清重

国立国会図書館　タイトル『越後国古城並勇士録 : 2巻』 請求記号 214.1-E852　ガラス使用

家者一ニ有り者る由申伝の為家代々相
続ても只今申伝事寄り先祖
山内の勝義者長尾父ハ伊豫守常房
と云ふ代々越後の石高山の城主と成る
所の業れ為りと申伝く此家ハ宗
ハ勝く家まて上杉家の礼式も勤ル事
一武田と馬首信玄習、弥宝勝道ノ子
孫く二番ハ上杉弥五郎上杉入庵猶子まて物山下
総守義生の先ハ只今物山伯耆守る能又三

一

番ハ山内る勝義と定り代ハ天正十年
六月二日城中の奥津の城まて自害只今
の指義ら先祖ハ方ハ
長尾権四郎京都ハ上杉戸井の住人代々上杉
家老の中ハ先祖ら度ハの義却太郎
の答も方ハ来きるふ有ハ長尾
石川和久千坂安義ハ上杉家田家老ハ
ハ他和久石川ハ只今不申
越郡伯耆長尾の者まて一代ハ

一

数ヶ度ニ為ル各仕謙信京勝の底物を数多
持ル天正十三ヶ正月廿六日越後椎尾陣ニ
於て長尾平六郎田和家ヨリ与蒙河西郡
瀧新山荊野村堂安田長尾新写木の城を
謙信ハ去年ル六ヶ月の中ニ越川中島ヶ
の合戦沼田陣厩橋ニ河城黄小田原発向
ニ後度々の陣ニて京ニ在ル慶秀ハ
信玄駿河ニ定行給念ハ直ち越遠ニ見
ハ古ヶ財家西郡ニ同前ハ軍勝ヶ永禄
九年九月十日ハ川中島ニて一戦の時椎谷和
泉ニ京家の使ハ長ハ見ハ和泉ハ越前後
理ハの九の小旗を使ハ百人ある時椎上
て先ヶの中ニ横合ニ入ル椎谷ハ不為計
ハ越前ハ多勢計死多ヶ事せも計ハ有
多ハ九軍忠厚ハ砂ハ中長寛ハ勿論家来
ニも多人ニ此時謙信の列般有ル者有ル一人
八小目ニ中者ハ謙信ハ何ル強敵を待て籠
城ニ成ル遠気ハ軍ニて勿論軍を四

城〻きゝ長寛と兼〻仕申〻と兼ね京勝
ゝ命と有会の時も忠和なるゝ又新發田因
幡なる子ゝ野を張られて逆心の時も亀郎
新發田妹聟ふ心なふいろ〻中ゝ大京勝
を是後新發田為城のはも新發田の為を亀郎
を長ゝ心なふ京勝も新田家ゝ夜ゝ也ゝ後他ふ陣
の時も代長寛を以て討捕ゝ和左繁長庄
内の大富なる義長と義ふの時ふ長寛死去侍
子息長門守如ふあふ家ゝ庄常陸ゝ中者
名代ふ為りゝ金屋ゝ城後ゝ有碧ゝ侍ふ第次
金山ゝ中有の城ふ長門守ゝ是ゝ只今の亀
郎又四郎ゝ者の先祖
安房守野守頼信ふ武ゝ家内の深ゝ者
ゝて係の名人ゝ為りゝ先祖ふ利仁将軍ゝ
安房の為流代〻城後の為国の係の地ゝ
大守ゝ上杉四家老の其ゝ
或ふ氏康ゝ会戦の時ふ
必代頼信ゝ

信濃国の時分先年を以頼信ふ節分配
の事柄言表わて物井交度の川中島の合戦
ゝも勢信を先て以向は地越後の先手を勤道
にかも敵ふ推分を不見しく信玄の退き中
は後京勝俗ゝも二幕と云合の用ゝも勢信
縁を以ふ事を以遂は京勝ゝ二度返誓紙を
云暫せを深く以乱は地越後て臺の厳を
ふも越後の交義兎角安義と中考て是以勢信
天惟忠義仁愛の情深く士卒を為づ百

性を扶育一百人の思分事嬰児の母を去
を乳ふ如く勢信使約を云と一紙を始くハ
士卒ふ施一人馬を者く是無異を測りく
城兵信城月の宏陣城の御事無る事
ふ一勢信自身徹云九士卒も百姓も力を
を尽く賞を不厭縁信分金銭米穀又
八加給紙を始ても少も身の欲ふ世代皆士卒
に施一の事しふ云身動りて貪之勢信
ゝ貧窮を見く組子自弊の士卒ふ九

合力を致し枝肿を一挙に奪ひ新信
義信の志を屈して屋形謙信勢を攻元慶の
先鋒信を撃ち和を結ぶと雖も一方に城を築き
大敵に当る国侍多城を築き城を築き
事敗し一代の軍功自身を下したる
多勝を為す百度に及ぶ必反義必勝
吳子の韓信の風に似り謙信京勝五代
に別応ぶし太閤の無きて世を治めず
かと古人中侍に吳子変後市と進と中者

一

の先鋒なり
板原常陸介親憲八大関所波守親登の子
なり弥七郎と云ふ板原常陸介憲家の養子
と云ふ板原常陸介と号し度々の軍功を為む
るし武時常陸介事京勝氏遠に沿
人々金津に於て葦名盛隆の下にて原
だの指揮せし度々の言を為を奥羽
揚る後越後に帰来し再び京勝に事又
数度の手柄を為長文九月に出陣

吉兼能大作をて主殺の
の節先陣ハ春日喜内家臣二陣ハ大石
川修理亮弘幸之陣ハ上家主殺旗憲
打陣奉行ハ板原彦陸介ハ九月十三日幡屋の
城を責落江に立籠を討及長谷堂の城
攻也家上義光と奥州勢ハ十月朔日
河川の修ロの合戦廿九日の夜毎日のせり
合合戦ハ彦陸介戦和田右衛門之後
板原陣ハ大石修理亮仕出し和合

戦常陸介戦死ありて秀忠ハ軍家方陣
厳状を以下之時上杉家中須田大炊介
長義治陣云書九人峯(クロウナ)織孫兵衛之
人も陣厳状相領何も乃戦ハ之後陣
前を結之ハ彦陸介ハ上色を同切解(ときを)き法
厳状を相見ハ元のハ之巻綱ハ乃戦ハ
て中多作御ハ正信ハ向ハ陣厳状陣文
言之後而ハ彦陸之中上陣前を結之ハ
秀忠公多御厳ハ天下の秘勇之神

文長年中に越後より会津へ京勝入郎の
時に於て清水左衛門尉と云方に子有りて指南代坂ふ
砂雲に上杉家中大勢が対して紀遠なく忍
岡見迎戦ありて主君の用ふる人々少
分成る共も音信をしゝんぎんを交りれ
戦傷なく常清水左衛門尉と云者能少く
年の迎る事余の大勢ふ戦きり去程ふ者
清和武者板に牧子の絵も一人を使ふ
ものなり京勝に移棲に清水の

後者清和八十四歳にて死去子孫世帝に又
の跡目の事にて京勝ふ是中是澤を
立道信人〻に上意に成後京勝に蔵子息
弾正大弼定勝の時忠和の者清和の遺跡
に絶せし事を深く痛り此度名字を
取立板東と帝者と号定勝と東号
の板東帝嵩と帝に代板東者清
和に風流なる者にて礼幸連歌茶の
湯なも数寄て人の修傳く変き武士

京勝ハ桂蔵なき事歟ゝて雖も前くゆ
てハ汗を流ス程の強勇なる事者陸奥ハ
少も構ひなく酒宴の打掛打ものハ者陸奥ハ
紅白粉を塗り赤ひゆを冠り掃ものゝ
ごとく紙を切ものゝ次の日ハ京
勝の前く奉ハ氷室の女房打を京勝も
無ふ心ゝ思ふる事一度ゝ馬上の足ものゝ
ものゝ者ハ者ハ程大笑ひして通る抵
なる事ゝ笑ひの中の有ものゝ難度ハ事

ふれ軍家清蔵物を物文一子先又ハ侍
者ふ向ゝ謙信京ハの清時ハ玉宮東
まて到ふ合戦ふ逗事一数十度今死
ものるかと思ふ程の事ゝ紀時ふ者ゝ出蔵
物を不取今度打表桂山同前なる
仏安き津まて砂下ものる清蔵物を取子
孫の富ものる事一梅もおゝ紀事ゝと
笑ひものる由ゝ
言梨源三郎形色ハ清和源氏まて伝録

吉報義の末井上掃部頭頼秀り孫る
梨本七郎登光り後胤ふ源三郎大剛の
冨士ヶ嶽天文廿年正月朔日ふ源三郎
十八歳年譽御ゝ手譽子案人彩山の城を
攻取大将足田和泉吉を攻城中の云八
百余討取手柄を取しふ謙信感状到取
を取ゝ後度ゝの軍功ゝて對馬吉ト号
只今の吉梨源三郎ゝ中者の先祖ゝ
末戸元安ふ元来謙信公御所持氏公の御

代末戸後河吉ゞ末孫ゝ久安武兵四尾の
場ふ公義忠の成田長泰ゝ合戦手
柄ゝりゝ故ゝ家ゝ不在只今の末
戸豊物ゝ中者の先祖ゝ進ゝ永井信濃吉
尚政家人佐川田弟ゝ郎留後ハ氏元安ゝ
小性ゝ

泉沢河内吉年歳ハ越後ゝ家ゝて手柄
ゝ無ゝ故ゝ家ゝハ不在ふ今津ゝ京
勝寺縁の時ふ壹百ゝ子ゝ取ゝ

一

清野助之丞（吉右衛門先代）、栗田形部、小浦（一百千吉左衛門）、
八幡八皆信長先方之栗田八変長之年春倉
津を立のき城員をて相百人諸領之清野ら
来ハ只今の清野吉兵衛と者

一

市川左馬尉（九郎兵衛先祖）先祖不知変長九年嘉月
廿二日桂原表略戦の合戦ハ討死只今の市
川孫次郎と市者の先祖

一

桂崎和泉守京豪ハ剛強なる者之度之の
手柄ありしハ強勢傳信節ハ有ハ安義

下野守ハ強ふハ有ハ也傳も桂崎和泉ハ
分別ハ有ハ武道之郎ハ自ハ今者ハ高義
と所申しと之由ハ織（シロウヨ）風をもて通と有る程の
者と也越ハ寄ハ敵る者ハて或時長先ら門
前を通る迄従種者ハ行逢ハ桂崎が
馬彼者の長柄の傘ハ驚き事なと和
泉吉彼者ハ其人を見る事を恐して馬の前
の縁敷ー従種者の傘の柄を破ハ せく
又ハ信玄方敵通の縁弁の言ハり上歌

家中村山家代々信濃に信濃守護
の事なれども信濃に村上と武田信玄
と和者を世間にて慶長年中信濃卒去の
節年に信長公内通仕られ候て和泉守義明
子三人成敗に成られ候に武田討の時も人数多
討死にて働き候に付其今に村上和
泉守の末と兼り
申候大和守宗徳は越後に頃天文子年に
八幡太郎と云天文廿年に飯沢彦清出仕
を致せられ候に付越を退候て高頃
城越に移り太郎と号初年の時
分隠居の左右に成て度々会る者と
兼申及に彼也に働き不兼に川田豊前
守と云に表に大和守と云八幡太郎の振に兼
に京勝の代に毛利久長と中者に高信を
以思表に山の城橋の門と中所にて越大和
守を以て時当柳安と中儒者も毛
利に以討毛利を慶坂角内と云侍討

留中は垂仁天皇の御後の安殿の城、
主樋口安房守の子安房守命と申者を祭
る社中外一郷を領し垂仁山陵を業後迄
二千弐百石領し此安房守命之孫に未弟義仲
の祀天王樋口次郎兼光と未孫に垂仁城
後に久義名字の由なり
新發田尾張守長敦は是も越後に久義名
字なれは由緒を尋る働き不可なく死去仕
時分に成れは不変国情を法時に一郷を以
中外に治時に劉後に至て一代の武功数
十度有る小田原の城に謙信公御出馬
を可打筆との仰宣を国情を十六歳の時
に成て是を思へ彼れり不定と中は謙信公
と外に兵を出し数々叱り申は国情を知も
世代に成て浮嶋を与る小田原城に小山陣
武蔵の人数を連て越後勢の海を生の
中は浮嶋に配りて我も計為河内川
分に立て尾形を計留の事と中は謙

信濃嫌疑ありて国情を探のため彼地へ
仕越し国情を探索仕候ものに付申上候
扨て殿の敵方と申は天正十年に京師
對し逆心仕り道へ安と云て五十六騎新発田
表場に籠り結束仕候に付追討の為天正十一年十
月十六日京勝出馬致候に先て長川彼者共
大石伯馬守長野丹後守市川長兵衛新庄
丹波守高柔橋津右衛門戸田相須田相
模守多数對馬守子家新発田に加
敵生捕と中處延敵軍仕れ京勝族如
国情守家我及大事し和上条民部少輔
義春に京勝族中の前後を京勝四の
九の族を取立て後先推出上条を迎の
侍氏下馬を先陣を取勝の家を
下て後を立に付国情引返し引返れ
を考へ追討仕れ京勝先を行も立帰
久野城下延追討仕り次の八月十八日に京
勝出馬て来れ山縣守兼續先を戦敗れ

新發田因幡守先年敗軍仕り上杉
義春二の先手にて先年敗軍の時かし所ゝ藤を
桿立横合を入られる依て本川の向八幡と中所
迄因幡を追討ち因幡守合戦の度ゝ京
勝の先手切崩猛勇を振事鬼神の如
くに候ゝ天文年中天正十六年辛丑野崎美
新發田為城主時因幡守彼前長光三人
或すの者を按深月毛の馬に乗雑兵者
勝て京勝の先手を数度切立ゝ敵

新發田因幡守彼先祖代々因幡守
ゝ前を取ゝ因幡守ゝ分家ゝ新発田を
上杉家ゝ新発田中四郎
山吉孫次郎叔童世にて鬼山吉と中ゝ藤
信迫ゝて出張ゝる者にて如ゝの時ゝ
ゝ人余人を帯り強力なる者にて藤信も未
八旅者なゝ武功の者ゝ成ゝ節ゝ川中
島ゝ度の内にて永禄年の軍にも服
従ゝ先年若ゝく仕ゝ山吉次郎と

中者の先祖なり小系図康政公謙信
公中興の事は此山元り所く中興の数多物語
之孫次郎俗称玄蕃允と号
小系丹後守長忠小字藤吉と中者の子孫
武勇抜き〻武辺の場数多謙信の先
手として度〻の手柄仕謙信をもと紀中狂の
与頼まて指南の練の一幅の小巻半ふ遣き文
すの態城を攻ふ仕候指ふ仕れ余りふりく
謙信又攻ふ公中ふ二幅拭巻大紙を書

きる指南ふ敬降く然又世ん為之我ふ我ふ指
南ふ余の大指南分ふ能く之事れ子細ふ何
時も敬来通く高ふ従ふと中ふ多く謙信
様嫌能く出ふ兼り出れ京勝寺京
尼と縁月浄の時三郎ふ一味して荻田与
藤と中者ふ絶生ふ之を余拭く能城く
帰り手庵まく去果中ふ
中条越前守資貞ハ法名梅波安とい
ふ也大学て度く事ふ会る者て是ふ

久義若字頼勝云義仲之氏公之外戚
なの御書なるべく古家なりて桂殿等の働き
来家に不存子息義茂者京資八京勝
の代に義中奥津の城へ入る所信長
を以桂に天正十年六月二日に信長円義
城正意田勝家茂田利家に攻奥津城
城中条義茂者山中右勝義者長竹俣
三河守勝安郎右衛門尉玄以長尉右
家女川田豊茂者長親と一所に討死仕

る義茂者うつを与次郎と中に今津へ
不習の時に茂の新四郎の城に入る
只今の中条兵部少輔殿之孫なり
村上に信氏の村上義清の清子上杉家へ
左のべ働も不兼に子息源六郎西清
に謙信代より京勝代延上杉家に出る茂
氏に京勝に移り砂り宰人に成り新潟
清蔵の時も浪人なて京都に出る人を娘の
子を村上道茂を中に口入に成の清家

為ることゝ上杉家にて中に
大川弾正と号し必ず抵抗する者あるべしと不
存ぜしに義の川中島会戦に討死仕る
川田對馬と号し松川大弾と号し須賀橋津と
称し両人の者石垣与右衛門三俵右衛門四郎
人ゝ行程を進大勝義光京都左馬之助戸
部九田左京亮底倉掃部助義光矢尾板伊勢
と号し渡頼と号し人ゝ丹後と号し飯泉橋津と
称し行程を進防迎左衛門尉高田原左馬之助

田切治部所貝武部十郎兵衛尉元年四月
と号し新左衛門尉謙信代に行色も変りの戦
功を立ると雖も先祖伝記書家不知只今
八上杉家にて氏者代の子孫に大言絶て言
上野源太石口家女正平子孫左衛門尉義大
郎分小中八郎和田山新之助長与之助
六郎義田小三郎義林九郎左衛門尉曾謙
信代に度々の働き中に如其家
不為義大勝に只今の義右衛門と

中者の先祖
本庄勇作吉慶秀ハ武蔵の者にして大力の
男元来怪者にて山内氏謙信馬廻りに
成くの手柄を仕ハ乱ハ本庄殺さ
れ一子の大膳ハ謙信の城ハ長尾
中ハ謙信十三家の内武田和泉守逆心被
謙信公の長尾平蔵長康を使者に
成ける時長尾源六郎時宗ハ頸塚郷
為節ハ謙信ハ也の長尾も討死の長尾も逆来るを

春日山城二丸の番士ハ鳴瀬山城六郎板
敷を引き合ひ一度に歩行ハ板敷
を通ハ中ハ為節ハ橡尾源六郎安吉門養和尚
上り通ハ此林泉寺の雑信評定して謙
信を門家和尚ハ通ハ庵ハ物を橡尾下
向ハ本庄勇作吉慶秀を新ハ慶秀
を召き謙信を迎ひ来り門家ハ義を感じ
謙信皆ハ本庄ハ宅ハ世の変を仕
世人聊ハ知る勇作吉慶ハ謙信の城

主殺河内守定行ハ武蔵国の者にて強く大きなる
是不用通ス京住吏大小数ハ数ハ
上杉謙信上洛ス道後国田和家中ハ摩内
ハ強く蒲原郡ハ引続る所数定実義
長尾弾正忠晴景摩内ハ帰城天文十二年
反謙信十四年にて迎の軍と同道敗走
数ヶ所を請摩内ハ上り京都上軍
仲定ハ道ハ国和泉守金津伊豆守宿
田右衛門尉東彦前山下淡路守ハ
摩内ハ堂表長八条ヶ原ハ河内守を追撃し道
徒大将長尾平三郎可手信会し来ハ加賀
越前能登迄四郎の軍と同く巡見し
十月末ハ椿尾ハ伊予守底兵衛尉義を
相手ハ信濃守定行と同く義を
敗ハ本摩内方長尾弾正忠晴景進撃
ハ椿尾ハ下向せる謙信大敗軍ハ
敗ハ只是信長ハ鎮内道長与之村
山与七上杉源六郎山岳冊陣

月朔大雨平子孫長京命安房八郎安田
治郎義長杉本太郎義秋小中和田山本軍
兵衛尉義信ク知也船月十三年甲辰正月ニ到テ
遂発長尾平六景国和泉守ニ百騎ヲ以テ
椽尾の城ヲ攻ント欲シ給ヒ前の城主
長尾信濃守子孫和泉守政景ハ謙信様ノ
兵の為ニ林肥前守ハ今子樋口兵部丞ニ
而籠ラレク椽尾ハ其時景信大ニ
力を尽し防ぎ戦ヒ慶秀ハ定使ハ駿河守定
明大悪彼前守勇ノ武ノ新発ノ厨実為
此手ハ合ク大手ハ大悪勇秀ノ武ノ実為
推ル長尾平六ハ先手八条風ハ平氏ト
義ハ椽ハ景国和泉ハ景国和泉ハ六手ニテ武彼
貫杉尾ハ先手ニテ取詰ハ謙信自身
ニ此間ハ本陣ニ定使ハ駿河守先
手ハ二月廿三日ニ武ハ謙信ハ
長ハ椽ハ武ハ居ハ和泉ハ景国ハ六手ニ
長生堂の前ハ泥ハ敵ハ折ク雪ニ乗リ門ヲ

流れんとせし加賀宮佐兵衛尉軍を為すべし
案内を一戦に変ぜんと欲し偏信に謂て曰く老
母を捨てと迫り偏信拒て曰く家
を捨て未流を作す家を出て加賀
宮佐兵衛の勇気を奮て偏信聽明世を
絶り事を以て知難し大敵を見て
て後を顧みるを偏信に
大に憤て奮戦す定盛も亦加賀に
て敵の旗を奪て偏信周囲を敵
て奪を指揮を一戦の時に早く進と云
せて加賀宮佐兵衛尉大敵を見て
先鋒に進んで一文字に突入り長時に打
勝大敵を退散せしめ長尾大炊助を神八
百余計反撃の敵を三度に引退く大
へる敵長尾平六郎八条未八子
余と云ひ新発寺宮大悪僧和尚勢子
余といひ義に和く偏信撥を合て撃迫
以進む敵の大将長尾平六郎猛を振て自

文防義を篠信先生の大将長に与之を討
取れば本庄勇作等二十騎
命を捨て左右に進み平六を討ち大利を得
敵軍悉く敗軍仕り篠信運を開き
先武田和泉守三条の城武蔵の城毎所引
籠り年を越し逆徒止まり中条加地越
郡新発田弾正竹俣等の
徒党取り立て敵川大川等の
山中に伊藤与六上杉定実公の市郎を
根知不動山の要害に籠り能登の畠山の
義忠義詮中の推挙に依り保倉波多人逆徒
等と義天文十六年の夏晴景と篠信と
不和に成り晴景病者にして仕事に懈怠
所望に中を憤り晴景を追ひ篠信を
立て事を勝を天文十八年六月に安田村
松の要害を攻落し八郎田和泉守
殘党の寄勢を集め篠信と戦ひ中に
勇作等仕り候しに新発田尾張守と大

為て敵の意に拘泥し大張篠塚家古城
を去る所村雲小紙平蔵だ郎を一御
みうを思四和泉守金津伊豆守水
義く新山思殿の二陣小川殿なる古城の
反晴景と謙信反会軍を晴景大軍小
て椿尾迫に出として越後の小陣を設
謙信小宮住更宮内小市兵衛秀を先手小
て椿峠一戦小及び宮内先陣小進んぐ
切り中底慶秀の報を迎へ切をしく

晴景敗軍して第山に引り小庫角に籠り
者なる比叡城後郎太郎中務宗山信孫
大命晴軍和を敗る宮住英市兵衛第山
城下迫迫に出る小謙信馳て迫より晴景
大軍第山信を敗叡人分城謙信俄小
迫の晴景大軍を敗別坂を迫に出し
庫角元尼しに晴景小付しく晴景切後
今年謙信家督を継ぎ小反歌上歌
宮実小謙信月牙の仕垂皆を右後

以天文十九年二月小篠信濃守定実の命
を結ぶ志賀郡に初度新潟田尾城を出張
出馬大和守房長加地左衛門尉行俊を先
鋒とし二の手小荷駄奉行に中條
長資出馬入道酒椿（千色）越州に後詰する大将
向に樋口小長尾弾正忠を寄せ大将に新津
義政命平賀久也桃井清左衛門尉を梁源三郎
二の手小荷駄奉行に大将として右京亮大膳大夫
号政景り行小三条の婿を長尾田和泉書

八幡廣長新山の城小篠を守る市兵衛尉を相
向守を取く攻る同年二月廿七日上杉謙信
定実逝去永徳院天中玄清大居士と号す
是小上杉左近将監憲栄の後胤也く越後の
上条の上杉く永正七年七月管領上杉彦定
書を長尾為景に計死の前上条
に執居せしを為景和使為て府中に立
府形と号し自為と作今也と越を守小篠信
濃守号義政方源光院義政

公方御内書等如き金子後色紙の類を見し給る大元る御門を御書大鉞を高府
時光の書面系ハ謙信後孫不載後の為とて
御一天文十年四月朔日る梁源三郎一名を
新山の城を責給ハ武田和泉守を攻
爆云為く移御ふして其夫の子極ハ八月廿六
日ハ和泉国飛騨国慶寺殿河内守定
明義ハ為して長尾の城を攻為金津伊豆守
を討取玉中一統ハ殺害事ハ長尾守

忠郎莫を放るふるものハ子清三郎武迎
の兵も為ハの事ハ父子共ハ京帝京尤の
味方を戦ハ軍中ハて長尾守病死ハ息
清三郎ハ三郎藏元の後継人ハて為子ハ
中ハ
藏上野介安別ハ元親後の上田の者ハて長尾
政景死去京勝幼少の間ハ家林肥前守宗
為後ハ為ハ上田勝ハ元人ハて上田勝ハ
為ハの御ハ為ハ京勝ハ長日ハ移り謙信

家督を継ぎ、後世に名を上げ、武勇も度々聞こえ、
数代の御馬廻りと申され、
子孫の末代に通ると、
通ら子孫に帰り、
廻りの者に恵に山城守執参致し、
家の御感状を以て、
の先祖上杉氏を家臣中に
当梨橋津右衛門尉信長の当梨橋の
御も家臣に永禄四年川中島陣の帰り
先ちに此の日逗留の時、
梨橋殿と申し、
の先祖中に頼朝卿の義仲追討の御書
数多源右衛門尉に
八永禄元年七月に
信長陣屋の至城の御り
英逆御陣立物と
幸礼幸門にて
し武百貫の地と

逆源右衛門尉義光の先祖の事を
梨橋殿と申し、
の先祖中に頼朝卿の義仲追討の御書
数多源右衛門尉に
八永禄元年七月に
信長陣屋の至城の御り
英逆御陣立物と
幸礼幸門にて
し武百貫の地と

国立国会図書館　タイトル『越後国古城並勇士録 : 2巻』 請求記号 214.1-E852　ガラス使用

光直と共に帰り中川中務会戦の後
弓梨方へ参り其夜鬼小路左衛門一忠異変あるべきを
中川備後殿少し時合なりと仕天文十五年
謙信十四歳にて迎を修行の時但人の中に謙
信十八歳の時ふ足長尾六郎晴景と相傳
ありて会戦の時も古江織部と一所ふ陣
を合せ毎相戦る為天文二年謙信上
洛の時之好一門の縁にて謙信ふ七度も

而ふ去る長尾我部元親ふ公方義輝公に
進上せし信濃の幸一寸之巻ふ元と又信玄
にて武田信玄と對陣の時鬼小路を使ひ
を信玄に縁にて甲斐信濃一番の人咀物
の術にて異名外る狂乱を緑の糸にて
鬼小路ふ来く縁柳を命信玄
ロ上を以ふ元を太幸地を敬一寸長ふ鬼
小路ふ右の腕ふ咀生きるを鬼小路ちつも
不修右の手を緑の大の幣を糸り右

の矢ハ前のをくふを伝ハ縁とかゝ事ハ上京
遂又信玄の返事をもとめ中ふだの筆を
極り元しぎ玄く悔をもふ信玄の陣屋
へ行事をもふ大ハ用に泉身ゝり無流を
ハ見をもんだ事ゝ死ゝり鬼小原悔ゝ伝を
中事ハゝ謙信機嫌ゝかりれるを事ハ海
川ゝく指義(ヨシナ)て謙信馬花鞍る事ハ付船を
上間井をの板を鬼小原搗て川ゝ搗の
をくふ指ゝく謙信を馬ゝて海を少

も差ふかゝ上京指紋ふ気ふ遠ハ派人
しゝく金津ゝく行芦名登隆ゝ事ハ武
時盛隆会戦搗ゝて敵の失敗ハ事
ゝき所ゝて先ゝ射ゝふ毛ゝ南分
見怪を百騎滅しゝく所の以を敗破をとト
知ゝり鬼小原刈見怪を文政ゝり迄
大使別及南庭の見怪ハ事ゝふ毛ゝ
今所しゝ所りしを登隆の家老佐藤源兵
婿見怪ハ事ゝく鬼小原ふ代り文政ゝ

知賞被下物を振り兎角の沙汰なく
成敗して越後国の家中為津ゆえ
味噌小路と称し諸人噂らす
て実に会津小男と者る事後松平
款寛治人しく会津へ行て京だての指図
して先津小名と毎度と仕様と先を
申て いつとも者陸奥物を破し仕様を
仕外て家小路ら而を申るとの利
為津左京進殿久も信義の侍法名月下
安と申る武士の者にて度々の働を奇
道の名行りて能侍と兼る名代の中何
振の働有と毒小不忘月下安小左京進
と申仕後津小詰死仕る死月下安小新後
四津と同情方く使杯仕関東津の前令
津津の前家康公四川口海参と中侍
一番会戦小安田上総御二番会戦小為津
幸千安と定らる由今の為津吉岩九と
先能と

能川橋津吉ハ本庄ヶ殿家来なるを
以て本庄房長と中右死去仕りて
繁長誕生仕り初ハ能川道人仕れ
房を繁長十三ヶ年ハ能川を計ひ事情
以て繁長幸ひて川中島へ出ケ程の事
なく能川ハ中ハ此今能川弾左衛門の先祖
なり

竹俣三河守慶綱ハ義清公の春光院様

吉家臣に川中島会戦しかも後度の戦ハ
馬の新れく長日を働きハ重々侍の大
方の手柄の中ハ、京都代ハ能中金庫の
城ハ義り信長公を相仕て成敗を田勝家
上杉の内攻戦無程て天正十年六月二日
金庫城の御り城中にて自害仕れ中ても
竹俣三河守志義を扶しなを未代に張り
なるハせり此今の竹俣三河守殿と同り
平氏馬門四郎長つと中者の先祖竹俣

河内鍛冶の刀は名工の霊剣なり藤信
藤久藤信等の外の秋義之作は備前兼光
等れは異名なり竹俣兼光と号し江戸武
蔵国荒川中潟合戦に信玄の所持せし死
死殺の中に一番乗の後抱を拵らり切
出る屍(しかばね)に刺さる後抱の筋二の月毛
の馬と云合戦に切出り人を見て能も
なく藤信の竹俣兼光なる切出るもの
と沙汰せしは市氏の大業なり京都代々京
都く研磨く出しに登せ一年経て出来して城
後く来る京指刈法師を召く被使ふ二代
目の竹俣三河守見く是は他也あて元の兼
光なりてなしと中京勝手の細を弱称ふ
竹俣中上る元の兼光は脇中(わきなか)金さす分上り
志のぎふ指表方指表く紫の元の通る程の
冠なりしと今氏刀なは新しと中に付京都く使
者登也石田治部少輔家に中所様せんきく
出るに法号坂の刀商人治ん衛門代不る新

を仰せ付く京物くしくしに日乱の際人十郎人為
成しく秀吉公が師ふぢうもえの正義の作
侯兼光の刀京勝くに成ん竹侯拵して件の宮
〳〵馬の尾の毛をこの節通しく沖用ふるる加京
物も希代の事ふ思ひ恐ひ秘蔵しかるを
殿下秀吉公沖而召寄て京都へ出せらるふ
聖人出りくに丈夫なる刀なれい秀吉公秘
蔵して秀頼公く沖儀く拵元房城の時
和泉河内の中く持く義しかりしふ事

秀忠公様の外沖義ふ拵ふ拵ふ拵ふ
に黄金百枚の代ふ作ふ出れ拵ふふ
足事と

代竹侯兼光の刀ふ中伝ふ越後の元祖の百性
作刀を拵時市く竹義ふ大変を買入く
肩ふりゆく帰ふ義の角さゆ破毛て大変
大変毛義ふ大変二ふよ切離毛さるふ竹程
みを見しみく見事ふ刀のさ長ふ毛ふ外
おく丈よりふ毛なる大変の程皆切毛て二ツ

とるより又の時山中にて大雷の鳴り出し大雨降る烈敷雷鳴りくる事彼卜を後に切先を引上ふ上く張(ツハイイ)張る事上く雷鳴かゝる事身よりも高く雷ふ穴く鳴上く天も晴方の光をかゝ一天雲のる無ふ消り方ケ様の不思儀霊験ある事竹俣三河守(ミカノ)来く此卜刀を秘蔵し後ふ天下の名剣と称する事信の通異ふ有りて家く義傳まて保作也称賞とも大業なる事一廉と考云

上りても沖指刑部卿一の沖宮家と云ふ歌法方おそる方名意多し事中ふ此竹俣三河守ら後前兼光南長正宗定代英長光ハ宗代英後河守定行ふ代の祖宗代英古長府政豊ふ時寛正三年ふ富山伊豫守義統為る河内守全盛ちの城を攻さ来らる時宗代英政豊手極る事公方義政院義敬ふ方後前長光の太刀を以下帝代の名刀有り後河守定行ふ代ふ永正六年(ハ年)海御後

而備て上杉房能誅死為のふて越後大乱
の砌ふ上杉上条の宮寅丸を取立て旗頭と
号し長尾為景と合戦せし時ふ強河
内宮代の長尤の大力を宮寅ふ進て長定
実尤を取宮代英長尤と名乗秘蔵し
色々外孫の仲達を弟右衛寅元と儀る
実尤方子孫達成寅ふ伝る成寅ふ尤
也勢領家の宰相政家迎て刑今ふ乗
也宮代英長尤と号し仙台陸奥守家

一

に相伝却云政家ふ却云越前守長り大者
なり大神新象康丸上皇紙行大納言頼信卿
へ御譲り紙氏の御道具ふ有る茶沢吉尤
上杉一文字ふ行也也公方様の御刀具と有る
能り宮代英長尤の事ふ東照宮出年譜
御尾ふのせら也辛利
岩井備前守紀殿ハ信氏の飯山の城主
謙信ふ性立て英子成る男て為尤ふ
氣ると成て の武道世の人ふ称賛ふ

初め合別なるべき筈なれども上野等者不
て業の湯達者と京勝代ふ為なるの働きと思
今岩舟大学と中者の先祖
市条殿河内も為加働きなるふ為に舟
達て西者の時なるに二本松の城ふ為に岩舟の
市条殿ふ為なると中者の先祖
安田殿新太平氏なて謙信の先祖なる殿
なるの軍功を張ハし大剛の誉と永禄四年
九月十日川中島会戦なも働き謙信の威状

一

有る所今の安田新三郎ら先祖
大然彼者も郷者の謙信ふ為家と共ら謙信
加ずして椿尾筑城会戦の砦ら市条殿先祖
宗代英強河内国ふ為ら義勇和を城織
新三郎家も今長ら軍維長の系謙信て
八谷家と共も謙信加ずと時軍ならしら後
に安人と共ふ謙信の氣ふ背き越後を逃
甲斐武田信玄ふ奉て新ふ上杉家ふ為家ふ
絶ずり

一

長尾遠江守藤原義和の者と長尾備後
ともに戦中に中ぶ中ぶ手を出し
撃長ふ中生計せらるる
と中者も計中に是ハ市兵撃長不覚
者の上ふ遠江ものを計ふ
次の武人ものの刀すて打ち
遠江ものと計ふ無よ
一刀ふ計んと仕る者を市兵者来
者我振指を振ふ撃長ふ
ふ刀を受留ふ長ふ組中内ふ撃長ふ
留を振ふ中者を遠江ものを
先祖ふ今ふ持ふ又遠江ものを打ものを刀
ハ市兵者馬と中者を持ふ長尾遠江ものを
ハ越後の者と中者行仕ふ也武者の来
ふ者ふ

一

川田豊前守長親宗玉の者加名宗露
北条氏康武田信玄謙信上杉の時九月
出王家侍を御政次ものを尽ふ小性

能登守殿中の推古奏聞に一流高麗の地を
賜り京都代官奥津の謙信に
川田入道浄忠と云ふ豊前守謙信出張人にて
有之元亨年中 家康公御内通秘密
叶ひ殊に御忠節を出使して相手和睦
家来石川四郎兵衛家成方書状来りし越後
の府内にて謙信命じて村上源氏右馬之川
田豊前守長秋と毎人分遣るもの也是今の
川田玄蕃と中者同前一新なり

一

川田軍法清後橋津与兵衛も沼氏辛酉
の前に謙信に奉公致申度の義申して大内
に於有之京都代より有之弥軍功に
依て他に
抜ん出候せしゆへ去る分木村源市左衛門を以
越後を引取京に来せ越後はれい沼氏は
西を与んと成く御内意を以て謙信父子
の忌を忘れ法華経中上人を京都安置
天正十四年六月廿日初て奏聞出候して
上洛能と川田橋津与兵衛を派遣ける去る分

[illegible]
八郎ハ[illegible]
鉾持津ヶ与力[illegible]
とゝ[illegible]
禅寺ハ一宇[illegible]
公刑部少輔[illegible]
[illegible]
田持津ヶ[illegible]
[illegible]ル持津ヶ[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

なるかゝ上杉山陳者ゆえて千騎の家人
海野なる千騎ともいふ者と云家紋をね
徒千坂伊豆守ともいふ元和の末宗家の命
松平伊豆守信張執権の比若を改めて千
坂對馬守ふるる刑今の千坂を称ら父し
大百川修理亮弘春入信長大百川の城主家
の子孫を去る慶長代より家上洛の時一方の
大将と品今の芋川九郎兵衛門之尉と中者の先
祖なり

吉江中務丞定仲ハ上杉家代々の御臣先
祖吉江中務丞信景ハ上杉氏戸者家憲
孫の家人と家憲二子二百丹丹二百持長武
庫川の地ふて与地頭職を御奉ふ
実義一貫を取ふる事ふ吉江氏ハ上杉
家ふて代々の久義家人ふ吉江織部ハ天
文十八年ふ長尾晴景と後信と枝葉の下
濃ふて会戦の節城ノ織部正資家長ハ
晴景者命ふ一所ふ籠を命ふ敵軍の実者

一

を多賀城を城外軍太郎殿と呼今の高城
堅城と中古の名城也
其稽後度吉清長に元八上杉代々も此
城後の上田分家長尾の高名の名城
也ときれ謙信義氏の城守原主殿と家
一年の大物と成る京勝金津に上杉
其稽後吉清子高清て白石の城を
以政宗領の境目大事の城大剛の者迫
物新関東浅野政宗か家康と御内
て相馬領に帰り居る後に帰城まる事
桑川の城を源田大炊介長義人数を
家の片倉小十郎宗田中平治と大枝を
月六百小鉄炮失金を多く
の郎政宗八十月十日に出馬帰城
後吉次郎に上杉の
進ける事郎の子を
白石の城を
城代に
て相馬領に帰り居る後に帰城まる事
桑川の城を源田大炊介長義人数を
家の片倉小十郎宗田中平治と大枝を
月六百小鉄炮失金を多く
の郎政宗八十月十日に出馬帰城
後吉次郎に上杉の
進ける事郎の子を
白石の城を
城代に

乱いまだ止まざるを政宗方に出張し、今者の
会津の城を取り大和守光長を敗走して進
進政宗後通しふ人数を出し白石の城を攻ふ
攻る後後方面を長の上杉庵子田林くさく陣
するを政宗方分失利を射く上杉武部上一百人
刈田の城を攻んと欲す上杉逆人して政宗
人数を引つる九月長後城れり此進を京務
空くく其精後後方の兵ん会津く帰り来る
を空ん一仮の外後を出せらるを敢ふ切後方も

中外ふ出ん後を大和守の有れ関門を分
分管く動向し陣く後後の陣く加勢ふ城第女
長南北方板京者後外相と浜上杉川会義を
相を京務系後く移り後を上京式百ふ焼し
久ふ其精後後方も出ふ外ふ出ん
にて出せしふ白石を政宗く政務せる送を
京務終ふ領を出ん後を後京務の後して生
京せし御り家康将軍家留山方後方義を
沙後を沙旗方く京り沙奉を下上を出ん

なりと家ふ沛然意之是ふ大剛の英なりと雖
実に古ふ仍之其精強度流を流し意示
寺法門を命ずる一中度山城に京極の各深
の至りて山城に新撰に百沛然に山城通逐不
上意ふ陥り京極に我中道の畠山義長と
以ふて上意記出会せる中曲ふ義深に対し
後死病強度寺婦子左右の次第常力嘆歎く
浪人する定極代ふ返し一度仕ふ只今の
其精ふ寄用久を命ふ与する結之其精直等

と云ふ既て親新ふ不なく仕ふ
須田大膳介長家ふ伊藤寺頼家の会を井上
掃部介頼孝ふ子須田掃部介為実ふ後胤寺分
名家臣の役ふ黠(アラ)を分る是長年中政
と云会大膳介ふ家ふ出て政家に
切腹中度長六年巳月廿日政家薨
上を為ふ家内の時須田大膳介知子を
政家臣中の後を中沛切腹り伊達家
の什物結ふ芸家ふ法花経ふ品を

徹底せる義士九人の墓の事外無数
多集ひ来り政府の官軍と志を合せ義の
為ハ京師の之を鎮圧し田大総督と神谷義
徳と之に二度目の会戦を為し官軍に推
寄るれハ安田上総介ハ桂徒を率て榎本勢を
退返し京師の利運と成る須田ハ多くて大
勢大総督ハ思れ偏と計死と皆と亀を失ハ
ずと大総督ハ官軍せしを聞く敵の中と給
也殘り大総督自身ハ奇計を以て大阪の甲首二ツ

差意を人皆もぎ生の四の多相比新命し毒
御所様と逆し徳底状御様為御小神を以
下ハ今と系右逆京ハ相伝家の宝と為
志田修理亮義分ハ二條判官為義の二男
志田三郎先生義憲ハ後鳥羽ハ於く
代と京都の住まを父源氏命義時ハ
川中伯会戦を対死ハ京師会津く仕奉る
時ハ出羽を大宮ると中城ハ志田修理を以
ハ代修理も家と の多相を号今の志田御

十郎殿中者の先祖
安田左衛門順景初名毛利太郎義
行勢度の戦和五り小田原も毎度
毎度の御合戦に時政殿服部殿光り
の見くも大剛の侍天下にきこえ
御者共を合戦の物ハ左衛門ら模様を入り
をる故ハ市川山城守と中興元祖
七代源田大郎兵衛尉景清法名清元
ハ御厨物ハ下ハ左衛門ハ御厨物ハ

京都の前まて者陸奥大物ハ御ハ
旅者のハ遠ハ公方ハ御厨物ハ
度者ハ我ハ雖も所ハ御厨物を
も不仕ハ好者ハ公方ハ会戦ハ
公中上人を所ハ人を所ハ
のものを所ハ事ハ今ハ我ハ
物ハ我ハ物ハ我中我ハ
公方ハ命を地ハ物ハ
ものハ仕ハ好ハ公方の御

[illegible]

[illegible]

[illegible]

太倉を拝領をとり知せ[illegible]城方[illegible]用ん
為りれども此節を入く、[illegible]の軍をべきを
知ふ故なるく家量ふあるし迚陣く人数引の
京指流も是を行ものゝ長敵の陣所を見
まゝ〜男を物語るとき時ゝ事文等場く
太倉をかびたゞ〜物等ゝ文等をとき時ゝ陣
和の太倉をるゝ文等陣くよるる明日城方文
等陣ゝ出見ゝ入く所を消し
陣津玄番元ゝ陣津月下安ゝ志を乗

会戦ゝ敵二人を捕を会せ物等の中実
為ゝ出を捕ゝり又二人を宮を延ゝ長ゝ
陣厳物を第ゝ出ゝの玄番ゝ先進
京指陣ゝ小男ゝく月代を髭掃形ゝ利
教養(ミヤフクラ)ゝ方ゝく毒服陣ゝ原人ゝ生ゝ大到
の大ゝて先ゝ敵ゝ敵ゝ咽(クイ)ゝ殺絶先体
関の多天地を等人ゝ旅人皆斤(ツガ)を天て
多ゝ汗を振ゝ時ゝ幕の中ゝ体を出ゝ
殺解(ヒキ)ゝく行ゝ平御世ゝ振

[illegible]大夫　大御所家康公も[illegible]編信を
深く敬ひて大結の松平和泉守家康
御使として度々信作通達あり
家康公大切の一族用ひ給ふ是義なり
されども京師も家康公御恩を忘れず
是を以て諸の外崇敬京師今津に西番の
鉄砲中根家紋平右衛門に指遣はし御扶持
を宛給る御使に天下御一統の後も京
師出仕の御りふ御先中絶不出し京上

師の人多き事驚いあり速殿上の写を展
覧を乞申度ふ事を上意出れも中橋
まて諸の外御喜京師中まて京師出用
足せらるゝ御解書を以て御所に
事度く官領家を[illegible]事故也
京師も家康公を尊敬
御陣まても[illegible]事家宗教
を[illegible]御前まて京師を加護利益を
御礼の御書を御祈願[illegible]

入り板倉内匠頭殿上京ありて京都所司代中納言
殿の御名を一書に所司代殿御事京都
玉和泉守殿家に茶家にて傳林の家に
教に上杉にて飾修寺の末孫茶家領家
秀吉公に入洛に逆上板倉内匠頭殿の宣旨
院宣公方家御内書なりと玉和泉守殿
と長吉公の命角の上意なく御家利家を
大納言の仕
文治元年壬辰京都守護人第四月乱離出征

一

代秀吉公肥前名護屋御出陣京都住
奉行被遣文禄元年癸巳京都守護
前年六月朝鮮に出陣 清和源氏 日本国王 長政
宰相利家前生知行伊達
政宗行長も渡海あり 同九月帰朝
月蒲生氏郷帰朝 上洛
月上洛十月廿八日京都の領
京都従二位中納言
正位法眼元和元年乙未京都出陣
蒲生帰国七月関白秀頼
て京都乱離出陣

後を立て陳法人京都に警衛を設け諸国の
諸侯を動員し西国大軍を率ひ義興の逆臣を立て京
勝に帰し奏聞して奏聞の御申上を義興
を京都御警衛の為に諸侯二
月の者共頼々御奉公京都供奉奏聞御申
を任じ従三位に叙法花の御準位を授ける
内大臣の度胤を一説に中納言羽延
八文永元年十月八日又侍従に回長尾小平氏と共
上杉御家の頼成の子を庫政茂明洋忠茂

京と長尾左馬頭景虎子義長尾家を長慶
して子孫繁昌人代なり乃京元能も政京京
勝先祖も元小上杉と代なり系信を憲政時迄
上杉の称号を続る長尾家代々
御屋三家代年山平川筑前守中納言隆京薨
越後守人の大光京康と利家父秀
京都一人の大光の烈不仰世四郎右衛
京都守人御要信を仰世
代時牧淀八京御殿初英漢の氣質の出来

入（元亀・天正の頃より金子氏等の長尾氏に属し）高安方京極領に属し
後の上杉飄軒と云ふ
慶長三年戊京極領に属し三嚴三月金津領百
石百石を給り越後方金津へ移り京
極領に属し蒲生秀行家中所領一二ヶ
所に居住し嘱所不及罷仕て秀行を京
都へ召し所務只十八百石を給ひて京極
入部し上杉氏部内支配代より貞治六年
二月越後国を給ひ入国後光嚴院山宮に
公方室町院義宣帰の時に此年延宝四年
六月作者之十二年越後を領知せし所上杉家中に
為来りを出る京極金津拔城壱ヶ所

金山城　亀部長門守
津川城　友田能登守
白川城　大竹川修理亮
大室城　志田修理亮
友沢城　木戸元致
蔵王城　須田大炊助

二本松城　石条城　張河城
南山城　大玉城　但馬寺
狐百代城　松原城　長陸城
長沼城　鴻津城　月丁城
大浦城　松本城　行賀寺
鮎貝城　中条城　安次郎
白石城　東猪苗城　後寺
東山城　南長城　城前寺
以上武隈城

一

慶長六年辛丑上意にて本多佐渡守正信
奉行仰付られ諸城破壊相成候御家
老衆相談の上六月十二日に京都出発の
諸侯上七月廿日に京都今津を立八月
廿日に京に着廿日に江戸着の上意にて
二十万石に成る節は神田佐渡守勤
て節義に今度の一通内府も安別儀
仰出られ侍の習ひ矢を取りも天下を望
九条藤孝に仰付今度の矢沙汰曲事に

ふ思召ハ時宜ハ為ハ如至候ハ一ハ家ハ庵ハ
和美ハ加ハ早ク上洛ハ加ハ作ハ下ハ京
信濃ハ家康ハ小事對元来ハ家ハ敵ハ
主上ハ奉ハ京ハ新撰ハ取ハ上ハ虫ハ山ハ
上意ハ如ク和ハ御ハ取ハ者ハ為ハ信濃
信ハ小ハ我逆ハ意ハ為ハ仕ハ事ハ一ハ
敵ハ義ハ中ハ合ハ不ハ小ハ庵ハ権ハ市ハ成ハ
ハ體ハ仕ハ一ハ義ハ仕ハ計ハ小ハ如ハ逆ハ
ハし元来ハ家ハ康ハ小ハ謙ハ信ハ筑ハ前ハ守ハ

中ハ通ハ百ハ上ハ為ハ小ハ上ハ洛ハ
上ハ洛ハ支ハ度ハ家ハ中ハ者ハ小ハ事ハ
ハ為ハ京ハ作ハ小ハ京ハ作ハ小ハ上ハ洛ハ
ハ作ハ計ハ為ハ小ハ根ハ不ハ家ハ上ハ洛
家ハ康ハ早ハ市ハ計ハ面ハ家ハ今ハ家ハ信ハ京ハ作ハ如
主ハ為ハ根ハ為ハ庵ハ小ハ及ハ是ハ一ハ義ハ射
ハ小ハ小ハ信ハ早ハ上ハ洛ハ根ハ為ハ作ハ
領ハ百ハ千ハ百ハ石ハ義ハ前ハ者ハ如ハ小ハ
ハ為ハ小ハ為ハ又ハ作ハ者ハ例ハ為ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『越後国古城並勇士録 : 2巻』 請求記号 214.1-E852
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『越後国古城並勇士録 : 2巻』 請求記号 214.1-E852
ガラス使用